

◎公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(総選挙) 第三十一条〔略〕 2 〔略〕 3 衆議院の解散による衆議院議員の総選挙は、解散の日から二十 六日以後四十日以内に行う。 4・5 〔略〕 (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第三十三条 〔略〕 2 地方公共団体の議会の解散による一般選挙は、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める期間内に行う。 一 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 解 散の日から二十三日以後四十日以内 二 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 解散の日から二十一 日以後四十日以内 三 町村の議会の議員の選挙 解散の日から十九日以後四十日以 内 3ゝ5 〔略〕 (地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)	(総選挙) 第三十一条〔同上〕 2 〔同上〕 3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十 日以内に行う。 4・5 〔同上〕 (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第三十三条 〔同上〕 2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四 十日以内に行う。 〔新設〕 3ゝ5 〔同上〕 (地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第三十四条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第百十四条の規定による選挙を含む。第二号において同じ。）又は増員選挙若しくは第百十六条の規定による一般選挙は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行う。 一 地方公共団体の議会の議員の増員選挙 これを行うべき事由が生じた日から五十日以内 二 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙又は第百十六条の規定による一般選挙 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間 イ 都道府県知事選挙 これを行うべき事由が生じた日から三十一日以後五十日以内 ロ 指定都市の長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十八日以後五十日以内 ハ 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十三日以後五十日以内 ニ 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十一日以後五十日以内 ホ 町村の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から十九日以後五十日以内 2 6 〔略〕	第三十四条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第百十四条の規定による選挙を含む。）又は増員選挙若しくは第百十六条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行う。 〔新設〕 2 6 〔同上〕
--	--